**経営安定関連保証５号利用のご案内**

**（セーフティネット保証５号）**

業況の悪化している業種に属する中小企業・小規模事業者を支援する保証制度「セーフティネット保証５号」の平成３０年４月１日～平成３０年６月３０日の期間の業種が、１７９業種指定されました。

概要をご確認の上、経営の安定を図るためにご利用ください。

※引き続き指定されている業種等、当該制度に係る詳細については、中小企業庁ＨＰをご覧いただくか、山梨県信用保証　　協会保証企画課までお気軽にお問い合わせください。

●制度概要

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。1. 最近３ヶ月間の売上高等が前年同期比５％以上減少の中小企業者。
2. 製品等原価のうち２０％以上を占める原油等の仕入価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
 |

●変更点

保証割合が、１００％（責任共有対象外）から**８０％**（金融機関の選択する責任共有制度方式）に変更になります。【別枠は維持】

⇒平成３０年４月１日以降の保証申込受付分から適用。同年３月３１日以前の保証申込受付分についての保証割合は、引き続き１００％。

●セーフティネット保証５号のメリット

①保証枠が大きい！

一般の保証（限度額２億８千万円）とは**別枠**の保証（限度額**２億８千万円**）となります。

内訳は普通保証２億円、無担保保証８千万円まで。

※限度額は、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算となります。

②保証料率が低い！

保証料率は一律**０．８０％**（年）

一般の保証料率（平均１．３５％）より低い設定となります。

③長期の保証で安心！

保証期間最長**１０年間**、措置期間最長**１年**となります。

★さらに金利が低利で固定な、山梨県の制度融資「経済変動対策融資（不況業種対策関係）」も

　ご利用できます！